

## 公立図書館の指定管理者制度と運営基準

山下 聡子

2003年の地方自治法改正によって、公立図書館に指定管理者制度の導入が可能になった。地方公共団体は、指定管理者に対して、どのような施設の運営を求めているかを示すために、指定管理者が管理を行う際に基準とする「指定管理者の業務の具体的範囲、管理の基準」をあらかじめ条例で定める。しかし、この内容は必ずしも明確でないことが指摘されている。この背景には、業務の範囲や管理の基準を決定する際に基本となる施設の目的と運営の方針（本研究ではこれを運営基準と呼ぶ）の検討が不十分であるという現状がある。

本研究の目的は、公立図書館への指定管理者制度導入の際に地方公共団体が募集要項などで示した運営基準の策定の現状を明らかにし、その問題点について考察することである。

研究方法としては、質問紙調査と資料調査の2つの方法を用いる。公立図書館に指定管理者制度を導入した地方公共団体119団体を対象に、質問紙調査では、運営基準の策定方法や運営基準の決定方法に関する5項目の質問を行い、資料調査では、募集要項等を収集し運営基準の分析を行った。

質問紙調査の結果、以下のことが明らかになった。

- ・指定管理者制度の導入を所管する担当課と、実際の図書館の運営などについて書類を策定している部署が異なっている場合がある。
- ・運営基準を検討する際、指定管理者制度の導入後も、これまでの図書館運営を継承した図書館運営を目指して運営基準を決定する団体が多い。
- ・このことから、直営時の図書館の運営基準を参考にしている団体では、指定管理者制度導入にあたって、図書館の運営について再検討が行われておらず、指定管理者に対して示す運営基準が不明確であることが推測される。

運営基準の分析の結果、以下のことが明らかになった。

- ・公立図書館に指定管理者制度を導入している地方公共団体では、専門性の高いサービスに関する記述のある団体と、専門性の高いサービスに関する記述が不足している団体の2種類の団体があり、二極化が起こっている。
- ・これから2期目の指定管理者の選定を実施する団体が多いが、現在の運営基準が明確に示されておらず、また、専門性の高いサービスの記述が不足している団体では、今後も明確な運営基準を独自に作成することは難しいと思われる。

(指導教員 薬袋秀樹)